

リース会計基準改正に伴うCF 実務指針の改正、検討 ― ASBJ

去る4月26日、企業会計基準委員会は第478回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

改正リース会計基準

(1) リースの識別

第112回リース会計専門委員会(2022年5月1日号(No.1643) 情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の点につき審議が行われた。

- ① リース会計基準での取扱い
前回の専門委員会ですされた、リースの識別における特定された資産(稼働能力部分)の取扱いを、改正リース会計基準の適用指針の結論の背景に記載する当初案に対して、反対意見が聞かれた。これを受けて、本文における特定された資産の箇所に記載する等の再提案が示された。
- ② IFRS 16号の設例
IFRS 16号「リース」の「設例3―光ファイバーケーブル」を採り入れるにあたり、設例における契約の対象資産を「ガスの貯蔵タンクの容量」に変更し、

顧客の使用できる資産が物理的に別個のものではなくリースに含まないとする設例のみを設けるとの再提案がされた。

委員からは「ガスのほうがかえってイメージがわかりにくいのでは」との意見が聞かれた。

(2) キャッシュ・フロー実務指針の改正案

本リース会計基準の改正に伴う、日本公認会計士協会会計制度委員会報告8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正について審議された。

借手の支払リース料のうち、元本返済部分は財務活動の区分に記載し、利息相当額部分については、企業が採用した支払利息の表示区分に従って記載する。一方、貸手の受取リース料は、現行の定めを維持する案が示された。

委員からは「営業活動CFが変わることで、利用者にどの程度影響があるか確認すべきでは」との意見があり、事務局から「検討する」との回答があった。

金融資産の減損に関する会計基準の開発

第179回金融商品専門委員会(2022年5月10日・20日 合併号(No.1644) 情報ダイジェスト参照)に引き続き、ステップ2(信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発)以降の進め方と検討する論点につき、審議が行われた。

(1) ステップ2以降の進め方

今後の検討では、まずステップ2とステップ4(信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発)においてどのような会計基準を開発するのかを定め、その目的に沿った基準開発を行い、ステップ2と4のどちらの会計基準を適用するかは、企業が両ステップで定める会計基準の目的や自らの状況を踏まえ会計方針として選択するアプローチが示された。

ステップ2の目的は、「国際的な比較可能性を確保すること」を重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 9号『金融商品』を適用した場合と同じ実務および結果となると認めら

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
6月30日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年3月期) 2カ月延長法人(令和4年2月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、7月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

れる会計基準を目指す」とした。

一方、ステップ4の目的は、「IFRS9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す」とした。

委員からは「ステップ4の『適切な引当水準』が何を意味しているか不明」との意見が聞かれた。

(2) ステップ2で検討する論点
事務局が把握している個別論点は次のとおり。

① 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定

② 将来予測情報の考慮

③ 複数シナリオに基づく結果の確率加重

④ 貨幣の時間価値の考慮

⑤ 債務不履行の定義

⑥ 信用リスクの著しい増大の判定の適用時の担保等による貸出スプレッドの調整

⑦ 信用リスクを見積る期間

委員からは「システム変更等にコストがかかると思われる。できるだけ現行の実務を生かせる形にしてほしい」との意見が聞かれた。

会計

債務不履行の定義、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る5月9日、企業会計基準委員会は第180回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準の開発に関する、ステップ2に係る議論が行われた。主な審議内容は次のとおり。

① 論点間の関連

前回の審議（2022年5月10日・20日合併号（No.1644）情報ダイジェスト参照）および親委員会で議論された7

項目の論点等の関連性を識別するため、IFRS9号「金融商品」の適用プロセスに当該論点等を紐づけて整理する（次頁図表）。

(2) 優先して検討する論点
前記の整理を踏まえ、ステップ2で優先して検討する論点としては、IFRS9号とわが国の実務の考え方が大きく異なる」と指摘されている論点①・②・⑦が挙げられる。その他、個別に検討する論点もあるので、審議の状況に応じて随時、項目の

経理に効く法律雑学

六法

白川 敬裕

総務省が提供する法令データ「e-Gov」によると、政府の命令（政令）などを含む法令の数は現時点で8,000以上に及んでいます。法律は多数ありますが、基本のルールは「民法」・「刑法」・「行政法」に書かれています。

それ以外の法律の多くは、「民法」「刑法」の追加や例外を定めた「特別法」です。なお、行政法という名前の法律はありません。行政法とは、行政に関係する法律の総称です。身近なところでは、税法や道路交通法等が行政法に含まれます。

「憲法」は学校で必ず習う法令ですが、憲法と法律は別ものです。憲法は国家に向けたルール（国家を縛るルール）です。国会で成立した法律であっても、憲法に違反する内容であれば、その法律は無効になります。

「法令」は「法律」よりも広い概念です。憲法、法律、政令などを含む法的拘束力のあるルールの総称が「法令」です。

「憲法」と3種類の法律「民法」「刑法」「行政法」が、法令の基本となります。

「民事」と「刑事」の区別も重要で、「民法」とその特別法の総称を「民事法」、刑法とその他の特別法を「刑事法」と呼ぶことが一般的です。

別法の総称を「刑事法」と呼ぶことがありますが、「民法」の特別法の代表格は、ビジネスのルール等を定めた「商法」です。

「民事法」、「刑事法」、「行政法」は、次のようなイメージです。

① 民事法「人と人の間のルール」
人が人に対して、どんな場合に、何を請求できるかが書かれています。民法では「売買契約を締結した場合、代金を請求できる」とされています。

② 刑事法「国が人に刑罰を与えるルール」
国が人に対し、どんな場合に、どんな刑罰を科すかが書かれています。刑法では、「窃盗罪を犯した場合、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」とされています。

③ 行政法「国が人の権利を規制するまたは義務を課すルール」
国が人に対し、どんな場合に、どんな権利を規制するか（どんな義務を課すか）が書かれています。税法では、「ビジネスで利益が残る場合・不動産を所有する場合等に、納税の義務を課す」とされています。

* 交通事故を起こした場合の加害者にも、「民事法」、「刑事法」、

「行政法」それぞれの責任が課されます。

- (i) 「民事法」上の責任：被害者は、加害者に、治療費や慰謝料等の損害賠償を請求できる。
- (ii) 「刑事法」上の責任：国から刑罰（罰金、懲役等）を科せられる。
- (iii) 「行政法」上の責任：国から免許を停止されたり、取り消されたりする。

「損害を賠償する義務があるか。義務があるとして、賠償の範囲はいくらか」、「容疑者が無罪か有罪か。有罪だとすると、懲役何年が妥当か。執行猶予をつけるべきか」といった問題にルールを適用して解決する手続が「裁判」です。裁判も「民事裁判」と「刑事裁判」に分かれます。民事裁判の手続に関するルールが「民事訴訟法」、刑事裁判の手続に関するルールが「刑事訴訟法」です。「憲法」、「民法」、「商法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」という6つの基本的な法令が「六法」と呼ばれています。これに総称としての「行政法」を加えて「基本六法十行政法」と呼ばれることもあります。

追加・見直しを行う。

債務不履行の定義

(1) 検討の背景

ECILモデルでは、SICR（信用リスクの著しい増大）の評価方法について具体的な評価手法は定めていないものの、金融商品の全期間（予想残存期間）にわたる債務不履行リスクの変化を用いるという原則を置いており、債務不履行の定義によって債務不履行リスクの変化やその程度の捉え方が変わる可能性がある。また、IFRS9号と日本基準では債務不履行の定義が異なり、これまでの審議において、その定義について検討すべきとの指摘があった。

(2) 事務局提案

IFRS9号では債務不履行について、企業会計基準上では債務不履行を定義せず、企業が信用リスク管理で用いている定義を用いるものとするが、首尾一貫性を確保するためのバックストップとして90日以上の延滞を債務不履行とみなす反証可能な推定規定を設けることとしている（B5・5・37項）。

日本基準でも債務不履行の定義はなく、その点でIFRS9号を採用入れることによる実務上の影響は生じないと考えられる。一方、90日延滞のバックストップについては引当実務等に関するデータ整備等の実務負担が生じる可能性があるが、金融

(図表) ステップ2で検討する論点の関係性

IFRS9号の予想信用損失を見積るプロセスの整理	ステップ2で検討する論点
一般的なアプローチの適用対象となる金融資産を識別するプロセス	関連する論点なし
信用リスクの著しい増大が生じているかを判定するプロセス	・①、②、⑤、⑥ ・監督当局から示されたガイダンスやレターの考慮(前回専門委で出た意見)
信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに応じて損失評価引当金を測定するプロセス	・②、③、④、⑦ ・米国会計基準の不良債権のリストラクチャリングの会計処理に関する検討(前回専門委で出た意見)

※1 前回専門委で指摘された「信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法」については、予想信用損失を見積るプロセスとは別に検討する。
※2 「ステップ2で検討する論点」の各番号は親委員会の審議内容を参照(本誌5頁)。

機関の状況によっては必ずしも実務上困難とまではいえないと考えられる。また、バックストップを採り入れない場合、国際的な比較可能性を確保できないことが懸念されるため、ステップ2では前記のIFRS9号の定めをそのまま採り入れ、検討を

＊

専門委員会からは事務局案に一定の理解は示されたが、「財務諸表利用者の理解のために十分な開示が必要になる。その点も検討すべき」との意見が聞かれた。

会計

一括借上契約等の取扱い、検討

IASB J、リース会計専門委

去る5月10日、企業会計基準委員会は第114回リース会計専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

セール・アンド・リースバック取引

第108回専門委員会（2022年2月10日号（No.1635）情報ダイジェスト参照）に引き続き、セール・アンド・リースバック（S&LB）取引の取扱いについて、審議が行われた。

(1) S & LB取引の売手である借手の会計処理

IFRS16号「リース」の考え方を採り入れるとする当初案から、次のように再提案が示された。

・リースバックがファイナンス・

年5月10日・20日合併号（No.1644）情報ダイジェスト参照）では、一定の要件を満たす場合に、ヘッドリースとサブリースを会計上リースとして処理しないと示されたが、要件が厳格過ぎるなどの意見が聞かれていた。

これを踏まえ、アプローチを変え、変動リース料の観点から再検討が行われた。

ヘッドリースについて、サブリースの借手からリース料を受け取るかどうかにより変動する部分を、変動リース料として扱うことは、国際的な会計基準との整合性を大きく損なわないと分析され、次のような文案と会計処理が示された。

中間的な貸手が、サブリースの借手からリース料の支払を受けたときにのみ、ヘッドリースの貸手にリース料を支払う義務を負う場合、中間的な貸手のヘッドリースにおける支払リース料およびサブリースにおける受取リース料は変動リース料とみなす。

【会計処理】

B5…ヘッドリースおよびサブリースの開始日には何も計上しない（使用権資産とリース

負債はゼロで測定される。毎月末に当月分の支払リース料に対する負債と受取りリース料に対する債権を計上する。
 PL・毎月当月分の支払リース料と受取りリース料を計上する。

会計

ISSB公開草案に対するコメントの審議、開始

ISSB J設立準備委員会

専門委員からは、「会計処理について、B Sで負債・債権の計上は不要で、中間の手数料のみでよいのでは」との意見に、事務局から「事務局案で実務上支障があるか、不動産業界に確認する」と回答があった。

去る4月21日、ISSB J設立準備委員会は第6回会合を、5月12日に第7回会合を開催した。第6回会合では、3月31日に公表されたISSB公開草案の概要および公開草案「IFRS S S 1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』(以下、「S 1基準案」という)に対するコメントについて、第7回会合では、S 1基準案および公開草案「IFRS S S 2号『気候関連開示』(以下、「S 2基準案」という)に対するコメントについて審議された。

なお、ISSB公開草案の日本語版はFA S Fのホームページ (https://www.asb.or.jp/jp/ifs/exposure_draft)

sbj.html)で閲覧できる。

ISSB公開草案の概要

事務局による資料 (https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/2022/04/21_01.pdf) をもとに審議が進められた。

(1) S 1基準案

「サステナビリティ関連財務情報」の定義に関連して、委員の「同じ条件で同時に入手可能であれば相互参照できるとのことだが、同じ条件とはどういうものを指すのか」という質問に対し、事務局は「基本的に、利用者が利用したいときにすぐ入手できるものがここで定義される条件となるが、『同一』にこだわるかどうかは論点の1つである。明確化を求めるなど、議論したほうがよい」と回答した。

また、「重要性 (Materiality)」に関して、開示要求に準拠するのみでは企業価値評価に資する情報として不十分な場合は追加の開示を検討することとされている。この点、「検討は義務なのか」との委員からの質問に、事務局は「基本的に検討しなればならない」と回答した。

(2) S 2基準案

S 1基準案との関係で、委員からは「S 1基準案では、財務諸表と同じ報告期間にサステナビリティ関連情報を開示するという原則があるなかで、気候変動に関してはS 2基準案が優位であるという理解でよいか」という声が聞かれた。事務局は「S 1基準案における『同じ期間』という定め自体が、実務上耐えられるものなのか、検討が必要」と回答した。

また、コア・コンテンツである「戦略」と「指標及び目標」に関して、「戦略の開示目的では『重大な気候関連のリスク及び機会』、指標及び目標の開示事項では『目的適合性がある情報』とあるが、両者は違うものを指すのか」との質問に対して、事務局は「relevantという言葉が、単に『関連する』という意味だけで使われている可能性

も捨てきれないと考えている。検討する」と答えた。

基準案に対するコメントの検討

それぞれの基準案に対するコメント文案をもとに審議が進められた。

(1) S 1基準案

第6回会合では、S 1基準案に対するコメント文案のうち、総論部分についての意見が交わされた。文案では、細則主義的な規定ぶりが目立つ本案について、原則主義的な基準の定め方をとることを提案している。

また、委員からは、「グローバル・ベースライン」という用語についての意見が多く聞かれた。これは、ISSBの設立当初から使われてきたものでもあがあるが、「多用されているが定義があいまいであるため、明確にする必要がある」といった声があった。

第7回会合では、引き続きコメント文案の総論および各論部分について審議された。

文案の「国際的なサステナビリティ開示基準とグローバル・ベースライン」によると、ISSBの基準開発の方針に関して、産業別基準には課題があることを指摘したうえで、任意とするか、課題を解決してから定

めることを提案する方向。この点、委員からは「無理に『任意とする』とは記載しないほうがよいのでは」といった意見が聞かれた。事務局は「悩んだ点ではあるので、検討する」と回答した。

文案の「報告企業」の項目については、「財務諸表の連結範囲と同じとするという考え方で記載されているが、重要性の定義が財務情報における重要性と同じ観点で使用された場合、連結グループとして多くの企業を抱える報告企業の大きな負担になる」との意見や、「S 1基準案の結論の根拠で、『サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、資産及び負債の定義並びに認識規程の制約を受け」との違いが記載されている。報告企業の範囲についても、財務諸表の連結範囲と同じということとは基本としながらも、対象とする個別具体的な企業については基準に基づいて対象としない企業があるということを認めているというように解釈してもよいのか」といった意見が聞かれた。事務局は「連結グループの範囲を考えるとするのは、非常に難しいと考える」と回答した。

そのほか、日本の現行開示制度との関係を踏まえたコメントのあり方に関する意見なども聞かれた。

(2) S2基準案
それぞれの基準案へのコメント

国際会計

金利指標改革に関するASU案、公表—FASB

去る4月20日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「金利指標改革(トピック848)とデリバティブとヘッジ(トピック815)ートピック848の適用終了日とSecured Overnight Financing Rate (SOFR) Overnight Index Swap (OIS) レートの定義の変更」を公表した。

公開草案は、スムーズな移行をより確実にするために、トピック848の適用終了日(sunset date)を2022年12月31日から2024年12月31日に延長した。

(2) SOFRスワップ・レートの定義の変更
2018年に公表したASU 2018-16「デリバティブとヘッジ(トピック815)ーヘッジ会計目的のためのベンチマーク金利へのSOFRに基づくOISレート」の追加では、ヘッジ会計において適格な「ベンチマーク金利」として、SOFRに基づくOISレートを追加した。

公開草案では、SOFRに基づくOISレートに特定していたSOFRスワップ・レートの現行の定義を、期間に基づく

公開草案では、SOFRに基

ト文案では、重複や相互参照がみられている。委員からは「統合的に使用するために、重複は残すほうがよい」との意見があった。

コメント期限は6月6日。最

バージョンのSOFRレートを

コメント期限・適用時期

コメント期限は6月6日。最

国際会計

ウクライナ侵攻へのコメントレターサンプル、公表—SEC

去る5月3日、SECの

企業財務部門(Division of Corporate Finance)は、SECのウェブサイトにロシアのウクライナ侵攻の直接的、間接的な影響に関する開示について、登録企業に発行するコメントレターのサンプルを公表した。

SECの企業財務部門は、SECに提出された報告書をレビューし、企業の開示が十分でないまたは開示に疑問がある場合には、質問を示したレターを企業宛てに発行し、質問の回答を入手している。

今回のコメントレターのサンプルは、ロシアのウクライナ侵攻に起因する次の項目に関する質問を示している。

- ・ 事業や財務諸表への影響(既知の傾向や不確実性、減損を含む会計上の見積りなど)
- ・ リスク(サイバーセキュリティ、

終基準書が発行次第適用となる予定。

地域の継続中の事業または停止した事業(または投資)に関連するリスクを含む)を監督する取締役会の役割の範囲と内容

- ・ 新たな、または高まったサイバー攻撃のリスク
- ・ 内部統制の変更

制裁、影響を受ける地域の従業員、影響を受ける地域のサプライチェーン、影響を受け

企業財務部門は、影響が重要な場合には、関連する開示を要求している。

金融

米引締め政策を裏づける物価・雇用統計

米連邦準備制度理事会(FRB)は5月4日までの連邦公開市場委員会(FOMC)で、0.5%の利上げを決めた。6月、7月の会合でも0.5%の利上げ、6月から量的引締めを示唆するなど、基本的にインフレ抑制への明確な姿勢は変えないと見込まれる。FOMCから間を置かず今後のFRBの政策姿勢を占ううえで重要な2つの経済指標も発表されている。

6日発表の4月の雇用統計は、失業率が前月と同じ3.6%だったが、非農業部門の雇用者数は42万8,000人の増加で

市場予想を上回った。平均時給も前年同月比でプラス5.5%と高い。総じて労働市場は堅調といえる。また、11日には、4月の消費者物価指数が発表され、対前年同月比では、総合指数でプラス8.3%(予想プラス8.1%)、食品とエネルギーを除いたコア指数でプラス6.2%(予想プラス6.0%)と、いずれも民間の予想値を上回った。

対前月比では、総合指数がプラス0.3%(予想プラス0.2%)、コア指数がプラス0.6%(予想プラス0.4%)と

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年4月25日	改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点 ― 公益通報対応業務従事者制度との関係を中心に―	監査役協会	改正公益通報者保護法の施行を踏まえ、①監査役等が内部通報窓口の1つとなっている場合、②監査役等が内部通報窓口となっていない場合の2つに分けて論点を整理したうえで消費者庁に照会を行い、その照会結果をもとに監査役等としての留意点について類型別に示したものの。 https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2022/04/el001_220425.pdf	―
2022年4月27日	租税調査会研究報告38号「グループ通算制度と実務上の留意点」	JICPA	グループ通算制度の税務実務に資するべく、制度移行の背景も踏まえ、通算税効果額の具体的な計算例など、実務上の留意点等を取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220427iag.html	―
2022年4月27日	保証業務実務指針「グリーンボンドの資金使途報告書に対する保証業務に関する実務指針」(公開草案)	JICPA	企業のサステナビリティ関連情報開示の拡大やサステナビリティ情報に対する信頼性確保を求める声の高まりを踏まえ、グリーンボンドの資金使途報告書への保証業務実施時の要求事項やリスク対応等についてまとめられている。コメント期限は5月27日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220427jae.html	―
2022年4月28日	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」の改訂	国税庁	問56「外貨建取引における適格請求書の記載事項」等が追加され、その他Q&A項目についても改訂が行われている。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm	―
2022年5月9日	気候関連開示規則案へのコメント期限延長	SEC	2022年3月21日に公表された気候関連開示の強化と標準化を目的とした開示規則案のコメント期限が、5月20日から6月17日まで延長されている。 https://www.sec.gov/news/press-release/2022-82	2022年5月10日・20日合併号(No.1644)

証 券 米FRBのかじ取りは成功するか？

なり、対前年比同様とにも予想値を上回った。年間の伸び率で見ると鈍化傾向もみられるものの、1カ月の伸び率はコアCPIが3月のプラス0.3%から上昇している。1カ月間の物価上昇はエネルギー価格の下落分が反映され、総合指数ではいくつかは落ち着いたものの、その他の物価は依然上昇の勢いを維持しているということだ。したがって、エネルギー価格次第では再び前月比1%を超える上昇率に戻る可能性も十分ある。

物価と雇用の直近のデータからは、FRBが引締め姿勢を緩和する要因はみられない。住宅ローン金利の急上昇が米住宅市場での需要低迷につながっている状況がみられるなど、一部では金利上昇の悪影響もうかがえるが、現時点ではFRBの政策に影響を与えるまでには至っていない。引き続きインフレ抑制に焦点を当てた引締め政策が、中間選挙に向け強化されそう

景気拡大ペースを抑制し、緩やかな景気拡大を長期化しようとするFRBの目論見が米経済の後退によって実現しないのではないかと、という見方があると考えられる。これから米経済はインフレと景気後退というスタグフレーションに見舞われるかもしれないという懸念である。

実体経済については、新型コロナウイルス感染症が拡大している中国が主要都市でロックダウン政策を採用し、経済活動を人為的に抑制しているため、次第に世界の景気の足を引っ張り始めているという指摘もある。

ロシアのウクライナ侵攻が始まって2カ月半が経ち、いまだ先行きは不透明である。戦争の拡大、長期化は、世界経済全体にマイナスをもたらす。一方、欧米先進諸国などの制裁側に強い跳ね返りが及ぶと懸念されたが、これまでのところ、物価上昇を除けば、経済情勢が目に見えて悪化してきたわけではな

世界の株式市場は4月に下げが主調になっていたが、5月4日の米FRB(連邦準備制度理事

会)の利上げ、量的緩和の縮小決定がさらに弱気の契機となった。FRBの政策自体は事前に予想されていたとおりであったため、発表直後米国株価はリバウンドした。しかし、翌日はまた大幅な下げとなった。つまり、悪材料が出尽くし、底入れとはならず、その後も株価は一進二退、下げ歩調が続いている。主要国市場の株価も程度の差はあれ、米株式市場と同様な推移をたどった。

この背景には、インフレ率と

米FRBは6月、7月と連続利上げを公表し、今後の株価の早急な立直りは期待薄とみられる。しかし、どこの国も企業収益の見通しは経済・景気ほど暗くないため、これが株価下落の歯止めになることも期待される。